

《常任委員会のインターネット中継の実施等》

【制度の現状】

- 都議会におけるインターネット中継は、都議会本会議、予算特別委員会などC H T V放送がある場合に、この映像をインターネットで配信している。

(参考) 常任委員会のインターネット中継は都道府県では12の府県で実施している。

【課題】

- インターネット中継導入の手法について、費用対効果の検証が必要である。
 - ・ 都議会には15の委員会室（常任委員会は9委員会室）があり、他自治体と比較し、数が多い。（他自治体：最大同時配信5委員会）
 - ・ 都議会は審議の内容によって著しくアクセスが集中する場合がある。（他自治体：数百程度）
- 委員会室には、インターネット中継に必要な設備がないので、技術的な検証が必要である。

【協議が必要な事項（論点整理）】

1 インターネット中継拡大の方針

- ・ インターネット中継を常任委員会に拡大するべきか。

2 詳細検討の場について

- ・ これまで、インターネット中継の導入と拡大については、情報公開推進委員会（※）で議論してきた。この経緯を踏まえ、拡大方法の詳細については、情報公開推進委員会で行うこととするか。

(情報公開推進委員会における主な取組)

平成11年12月 都議会ホームページ開設

平成12年 6月 都議会本会議、予算特別委員会のインターネット中継実施

平成26年 4月 都議会インターネット中継のスマートフォン対応

※都議会の総合的な情報公開の推進等を行うため情報公開推進委員会を置く。

(東京都議会情報公開条例第24条第1項)